

松 山 大 学 論 集
第 34 卷 第 3 号 抜 刷
2 0 2 2 年 8 月 発 行

法的評価の相対性と矛盾を区別する意義

山 川 秀 道

法的評価の相対性と矛盾を区別する意義

山 川 秀 道

はじめに

1. 概念及び思考の同一性の保証
2. 価値志向の反対関係を
むすびにかえて

はじめに

実定法上「違法である」という評価は、法治社会の価値的判断と結びついている。もちろん、それは否定的（ネガティブ、マイナス）な評価を受けたことを意味する。それでは、同一の行為が、実定法上のある法律領域（例、刑法）では「違法である」と評価されながら、それと同時に他の法律領域（例、民法）では「違法でない（又は適法である）」と評価されることは許されるだろうか。このような事態は、法制度のなかでの（部分的な）不整合あるいは「矛盾」として批判されることが少なくない。その典型例は、いわゆる対物防衛（民法720条2項の緊急避難）の解決策にみられる。すなわち、例えばXがその飼い犬(x)を連れて公園内を散歩していたところ、突然A所有の飼い犬(a)が(x)に襲い掛かってきたため、Xが咄嗟に(a)を撲殺したというような場合(飼い犬(a)の行動につきAは無過失とする場合)、「民法〔720条2項〕が適法とし民事責任を否定する行為を、刑法が刑罰をもって禁止するというのは矛盾であるから〔略〕、同条が適用される事例では、刑法上も行為を適法としなければならない¹⁾（〔〕は引用者注）」といった趣旨の指摘が少なくない²⁾。実定法学の議論において、「矛盾」はその主張の（論理的）欠陥を指摘するために援用されることが多いよう

に見受けられる。もっといえば、他者の主張を批判するための魔法の言葉として用いられがちであるかもしれない。しかしながら、複数の法的「評価」の間に「矛盾」が生じることは考え難く、むしろ、「矛盾」を指摘することによりかえって法的「評価」の議論に混乱と停滞をもたらしているおそれがある。そこで本小稿では、法的議論において、評価の相対性と矛盾とが区別されるべきことを主張する。それとともに、ある主張の当否を論じる際にその根拠として「矛盾」を挙げるのが不適切な場合を例示しながら、法的「評価」の性質について検討したいと思う。

1. 概念及び思考の同一性の保証

まずは、「矛盾」の意味を確認することから始めよう。『広辞苑』（第7版、岩波書店、2018）には次のように記述されている（なお、他の辞書にも概ね同じ内容の説明が記載されている）。

1. 【詩經 秦風小戎，疏「兵甲矛盾，備具如是」】 矛と盾。
2. 戦い。喧嘩。日葡「ムジュンニヲヨブ」
3. 【韓非子 難一】（楚の国に矛と盾とを売る者がいて、自分の矛はどんな盾をも破ることができ、自分の盾はどんな矛をも防ぐことができると誇っていたが、人に「お前の矛でお前の盾を突いたらどうか」といわれ、答えられなかったという故事に基づく）事の前後のとどのわかないこと。つじつまの合わないこと。自家撞着。「前後がーした発言」
4. 〔論〕(contradiction) (明治15年『哲学字彙』初出)

1) 井田良『講義刑法学・総論』（第2版、有斐閣、2018）303頁。

2) 例えば、各実定法領域における評価が相対的であると法秩序の分裂（法秩序の統一性の破壊）を招くことになるという指摘として、松宮孝明「法秩序の統一性と違法阻却」同著『刑事立法と犯罪体系』（成文堂、2003）123頁以下参照。この指摘はもちろん重要であるが、本稿の後半で述べるように、これは矛盾というより反対（の対立関係）に関する問題である。そして、この種の指摘を有意義なものとするためにも、まずは法的評価の相対性の問題を考え直す必要があると思われる。

- ⑦ 同一の命題が肯定されると同時に否定されること。あるいは、命題とその否定との連言（AかつAでない）。
- ⑧ 現実のうちにある両立しがたい、相互に全く排斥しあうような事物・傾向・力などの関係。

上記の内、論理的文脈において批判の対象とされるのは3つ目と4つ目の意味であり、そのなかでも比較的厳格な説明が4.⑦のそれだろう。4.⑦の説明は、論理学上の「矛盾律（無矛盾の法則・ルール：law of contradiction）」のそれにほぼ対応した内容となっている³⁾。一応、「矛盾律（無矛盾のルール）」の説明も『広辞苑』（同上）から引用しておく、次のとおりである。

思考の法則の一つ。「Aは非Aでない」または「SはPであると同時に非Pであることはできない」という形式で表す。この原理は、一定の論述や討論において概念の内容を変えてはならないことを意味し、同一律の反面をなす。矛盾原理。

矛盾律は、アリストテレスによって⁴⁾ 定式化されて以来⁵⁾ 原則的に正しいと考えられてきた⁶⁾。その考えは今日においても基本的には維持されているといえる。そこで、まずは、矛盾の例を挙げてその特徴を確認した後、矛盾律が妥当

3) 論理学上の矛盾は、例えば次のように表現されることもある。すなわち、「その事例がすべて偽である任意の型式は矛盾 (inconsistent) と呼ばれる」(W. O. クワイン [著] / 杖下隆英 [訳] 『現代論理入門』(大修館書店, 1972) 91 頁のほか、後掲注6)の諸文献参照)。現代の記号論理学とアリストテレス以来の伝統的論理学（これについては本文の後半で言及）においては、矛盾の内容にズレがないわけではない。しかし、本稿では、真理表を書くことも論理式を扱うこともないので、対当関係と排中律（これらについても本文の後半で言及）にだけ気を付ければ特に問題は生じないため、典型的な矛盾律違反を想定して「矛盾」の表現を用いる。

4) 矛盾律（無矛盾のルール）を確立したのはアリストテレスであったと説かれることが多い（アリストテレス / 出隆 [訳] 『形而上学』アリストテレス全集第12巻（岩波書店, 1968）709頁【訳者解説】参照；坂本百大 / 坂井秀寿『新版 現代論理学』（東海大学出版会, 1971）280頁など参照）。

する条件を確認していこう。さらにその後、矛盾に類似する問題へ検討を広げることにする。

それでは、矛盾律に抵触するような狭義の矛盾を確かめてみよう。

(1) 円1周分の角度は360度であり、かつ、円1周分の角度は360度でない。

(2) Xは次のA、非Aの命題(文)⁷⁾がどちらも正しい(同時に⁸⁾「真である」)と主張する。

A 「『広辞苑(第7版)』2856頁には(上記の)矛盾の説明がある。」

5) アリストテレス・前掲『形而上学』101頁(1005b [20]) [p. 503], 65頁(996b [30]) [p. 491]によれば、矛盾律とは「同じもの〔同じ属性・述語〕が同時に、そしてまた同じ事情のもとで、同じもの〔同じ基体・主語〕に属し且つ属しないということは不可能である」という原理である(「なお〔同時にとか同じ事情のもとでとかいう条件より以外に〕その他の条件をも、用語上の不備・非難をふせぐために付加する必要があるれば、付加してもよい」)。本文中に引用した広辞苑の説明にもあるとおり、この意味で、矛盾律(無矛盾のルール)違反は、概念の同一性(Aは同じ意味・条件の下では必ず同じAであること)を保証すべきであるという主張上のルール、すなわち同一律(law of identity)の否定と同じ意味をもつ(同書99頁(1005a [19]) [p. 503]以下および368頁(1062a) [p. 589]以下も参照)。

なお、アリストテレス『形而上学』の原典については、主に【Aristoteles Opera omnia: Graece et Latine cum indice nominum et rerum absolutissimo (edidit Cats Bussemaker) vol. 2, Georg Olms 1973 (Nachdruck der Ausgabe Paris 1850), pp. 468-638】を参照し、出典を明示する際には、邦訳の頁数の後ろに、(慣例に従い)いわゆるベッカー版の頁を丸括弧()で、そしてOpera omniaの頁を隅付き括弧【 】で記すこととした。

6) 本文後述のように、矛盾律、排中律(及び同一律)は伝統的論理学の基本原則として重視されてきた。このことは多かれ少なかれ論理学のテキストで必ずというほど記述されているが、伝統的論理学にも言及しているものとして、例えば、小林/寺中/米澤『論理学』(サンワコーポレーション, 1997)1頁以下;大貫義久[ほか]『論理学の初歩』(改訂版, 梓出版社, 2013)5-9頁;坂本/坂井・前掲書48頁以下, 280頁;戸田山和久『論理学をつくる』(名古屋大学出版会, 2000)3頁以下, 158頁以下, 280頁以下;D. Q. McInerny, Being Logical: A guide to good thinking, Random House Trade Paperbacks, 2005, pp. 26-30 [D. Q. マキナニー [著]/水谷淳 [訳]『論理ノート』(ダイヤモンド社, 2005)38-44頁]など参照。但し、矛盾(律)の妥当性について異議がないというわけではない。その一部は本文でも触れるが、矛盾許容論理とそれに対する異議については、Graham Priest, In Contradiction, 2 ed., Oxford University Press, 2006; R. M. セインズブリー [著]/一瀬正樹 [訳]『パラドックスの哲学』(勁草書房, 1993)第6章参照。

非A 「『広辞苑 (第7版)』 2856 頁には (上記の) 矛盾の説明がある」
 ことはない。

(≡『『広辞苑 (第7版)』 2856 頁には (上記の) 矛盾の説明がない。』)

- (3) Xは次のA, 非Aの命題がどちらも正しい (同時に「真である」
 と主張する)。

A 「いかなる矛も、私のこの盾を貫くことはできない。」

非A 「ある矛は、私のこの盾を貫くことができる。」

7) 命題とは主語と述語からなる文とほぼ同じであるが、文の内容 (情報) のみを重視するため、文法上の規則 (語順) や表現言語の種類 (例、日本語か英語か) は問わない (小林／寺中／米澤・前掲書 23-24 頁, 100 頁以下参照)。また、感嘆文、命令文、疑問文などは真偽判定の対象でないため除外される。これに対して、主観的な価値判断に依存する文は真偽判定を困難にするが、命題から必ず排除されるというわけではない (マキナーニー・前掲書 24 頁以下; 三浦俊彦『論理学入門』(日本放送出版協会, 2000) 112 頁以下参照)。

8) 矛盾律 (無矛盾のルール) の性質については、矛盾律を、(論理的) 思考上の法則に過ぎないと理解する立場と、客観的存在の法則でもあると理解する立場に分かれる。前者の立場からは、「SがPであると『同時に』非Pである」と「思考・主張」することは不可能であり、その限りで論理的矛盾はあり得ないとの主張もみられる (但し、例えば、過去の2つの思考・主張が『同時に』は両立し得ない場合に、それは矛盾と考えられるという【北岡崇「矛盾をめぐる論理的考察」椋山女学園大学研究論集 24 号 2 部 (1993) 1 頁以下参照】)。しかしながら、アリストテレスの考えによれば、『同時性』とは、概念の同一性を保証するための1条件として、「(思考の) 対象」が相容れない性質を帯有する時点 (の同一性) を指摘したものであり、さらにいえば、その趣旨は相容れない性質が「『同一状態の』(思考) 対象」に帰属するという意味であると解されるから (アリストテレス・前掲『形而上学』616 頁の訳者注 12, および本稿前掲注 5) 参照), 「(判断者が) 思考すること」の同時性に拘泥すると誤解を招くだろう。むしろ、端的に『同じ意味 (同じ真偽の条件)』の下で「SがPであり、かつ非Pである」ことはない、と表現したほうがわかりやすいだろう (内井惣七『うそとパラドックス』(講談社, 1987) 42 頁参照)。

なお、アリストテレスによれば、矛盾律は第一に客観的・現実的存在の法則であったと解される。これについては、岩崎允胤「矛盾律と運動の論理としての弁証法」同著『弁証法と現代社会科学』(未来社, 1967) 268 頁以下; 仲本章夫『科学的理念と認識論』(青木書店, 1982) 178 頁なども参照。

9) 例文(3)は、韓非子 [著] / 本田濟 [訳] 『韓非子』(筑摩書房, 1969) 272 頁を参考に作成したものである。なお、Aと非Aの文が矛盾することをわかりやすく書き直すならば次のように表すことができる。「この矛Xはこの盾Yを破らず、しかも破る」。これが論理学上の矛盾であることについては、山下正男『論理的に考えること』(岩波書店, 1985) 160-169 頁; 末木剛博『東洋の合理思想』(講談社, 1970) 264-269 頁; 内井・前掲書 149-153 頁なども参照。

これらはいずれも、紛れもない矛盾であり、論理的文脈において批判されるべき特徴を有する。それは、論理的思考（特に立証と反証）を成立させるための一定の了解に違反するという特徴であり、端的にいえば思考・主張上の約束違反である。

私たちは、ある物事の性質を一定の方式¹⁰⁾（真偽の条件）で断定的に思考・主張するとき、それと相容れない内容を同一の方式で断定的に思考・主張することはできないというルールに則して（他者の）主張を検証可能にする（と信じている¹¹⁾）。矛盾とは、物事を思考・主張する際に用いた方式（定義、用法、公理¹²⁾公準¹³⁾ およびそれらの判定基準）を破壊することである。すなわち、ある定義（等）に則して『ある対象』の意味内容を主張しながら、その一方で、同じ定義では表し得ない意味内容を「断り無く」『同一対象』に与えるという、ちゃぶ台返しが行われるのである。例えば、(1)の例文においては、思考・主張の対象である円の定義（その判定基準）が明らかにされ、計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）の別表第1の定義、すなわち（角）度は「円周を三百六十等分した弧の中心に対する角度」をいうとの定義に従うことが述べられている一方で、同時に、この定義には従わないことが唐突に（何の断りもなく）述べられている。もしも実際に、計量単位令の定義に従いつつ、それとは異なる基準（例、円1周は200度、直角は50度）を採用するならば、当然、計算が支離滅裂になっ

10) ここでいう一定の方式とは、概念の同一性を検証するための実体的基準（性質）とその判定の手続的基準（観測方法・基準）が同一であることを想定している。

11) 本文後述のように、他者の主張と同じ内容を思考、検証するには一種の取り決めや相互理解が必要であり、これは、科学（哲学）や言語哲学の文脈ではコンヴェンション（規約・協約）などと呼ばれることが多い（アンリ・ポアンカレ [著]／南條郁子 [訳]『科学と仮説』（筑摩書房、2022））。

12) 思想の科学研究会 [編]『新版 哲学・論理用語辞典』（三一書房、1995）170頁（「公理」の項目 [大淵和夫]）によれば、「公理」とは「証明せずに真である、とみなされて、それを基礎にしてほかの定理や命題を証明していく命題」と説明される。矛盾律（無矛盾のルール）も通常は公理の一種と見なされる。

13) 同書167頁（「公準」の項目 [大淵和夫]）によれば「要請」の意味と同じであり、「要請」は「証明することはできないが、そうでなければならない」とされて、定められる根本的な命題をいう（同書383頁（「要請」の項目 [大淵和夫]））。

てしまう。いわゆる矛盾概念（例、丸い四角）でも同様の事態が生じる。また例文(2)も一定の判断方式を破壊している。『広辞苑（第7版）』2856頁を確認するという方法で「『矛盾の説明』がある」と観察・判定する場合、それとまったく同一の方法で「『矛盾の説明』がない」と観察・判定することは（通常は¹⁴⁾）あり得ない。通常は、どちらか一方の観察・判定の結果が誤っているはずである。一定の観察・判定手続きが「正しい」と仮定した場合、そこから2種の相容れない結果が生じることは原則的にあってはならないのであり、もし、それが生じるとすれば、それはそもそも観察・判定手続きが「一定の正しさ」を保っていない、曖昧なものであることを示唆している。最後の例文(3)は量的な矛盾関係である¹⁵⁾。

このように、ものごとを思考・主張する際に用いられた方式が了解不可能な仕方に変更されると¹⁶⁾ その思考・主張は、「現実には起こり得ない両立不可能な事柄」や「論理法則そのものを否定するような事態」を表すように見える。思考・主張の検証を可能とするためには、こうした事態を防ぐために、思考・主張の際に用いた方式を不当に変更してはならない、というルールが必要となる。それが同一律（概念・思考の同一性を保証する公理：law of identity¹⁷⁾）の存在意義であると考えられる¹⁸⁾ このことから、同一律と矛盾律の関係は次のように表裏一体のものとして理解できる。すなわち、（筆者の理解によれば）同一

14) 印刷・製本時にミスがあった場合や、印刷された『広辞苑（第7版）』の2856頁が破損して読めない場合はあり得るが、その場合には、「『矛盾の説明』がある」かどうかの真偽判定の基準をさらに細かく定めることで一応は対処可能である。

15) これは矛盾対当とか矛盾的对立と呼ばれる（山下・前掲書Ⅲ部（特に158-169頁）；小林／寺中／米澤・前掲書36頁以下；戸田山・前掲書158頁以下参照）。

16) ここでの「了解不可能」は、「現実的に起こり得ない」ことへの理解不可能性（本文中の例文(2)の場合）と、定義・公理などの違反に対する承認（了承）不可能性（本文中の例文(1)の場合）を含意している。

17) 前掲注5), 前掲注8)も参照。

18) いわゆる公理系における証明にとって矛盾律（無矛盾の公理）は不可欠なものとして要請される。なぜなら、矛盾からはどのような結論も（妥当に）導出できることになってしまうからである（戸田山・前掲書65頁；野矢茂樹『論理学』（東京大学出版会、1994）70-71, 249頁参照）。

律とは、(ある概念を思考することで命題を主張する際にいかなる方式を採用するかは自由であるが、)一度ある方式を採用したならばそれを断り無く不当に変更してはならないというルールであり、そしてこの同一律に反した不当変更により、思考・主張を混乱させる命題はすべて「(その真偽判定において)偽」と扱われるべきであるとするルールが矛盾律であると考えられる。要するに、矛盾とは、概念・思考の同一性を(暗黙裡に)約束したにもかかわらずその約束を反故にすることである。

したがって、矛盾は、それが論理的思考を成立させるための暗黙の了解に違反するという理由で批判の対象となる(あるいは単に無視される)のであり、単なる表現上の誤りや意見の不整合・不一致などとは区別されるべきである(あまり適切な例とはいえないが、それは、誤字・脱字、専門用語の不正確な使用といった類の表現(作法)上の不適切さが、剽窃や盗用から区別されるようなものである)。そこで、いくつかの例を挙げながらももう少し詳しく確認していこう。

矛盾という異常事態が生じた場合、そこには必ず上記のルール違反(以下では、特に同一律への違反)があると考えて良い。それは、すなわち、複数の主張が同一の意味(真偽の判定条件)の下で表明されたはずであるにもかかわらず、それが保持されていないために了解不可能な命題になっていることを意味する。そのような同一律違反があるならば、そして、そのような違反がある場合に限り、批判の対象となる矛盾も認められる。裏返せば¹⁹⁾そのような同一律違反がない場合、すなわち、同じ言葉が用いられていても、それぞれが相異なる意味で用いられているならば、それは少なくとも矛盾ではない。

19) ある(順)命題が「真」であったとしても、その逆・裏は必ずしも「真」というわけではないことはよく知られているが、双条件(必要十分条件)の命題においては、((順)命題が真であれば)逆・裏(の命題)も真となる(山下・前掲書28-30頁;鈴木美佐子『論理的思考の技法I』(第2版, 法学書院, 2013)112-114頁;戸田山・前掲書42-43頁;三浦・前掲書33-38頁参照)。但し、条件文「ときに(ならば)」と「~のときに限って(のみ)」は混同しないように注意が必要とされる(鈴木・前掲書69-75頁参照)。

- (4) (少年法上) 少年とは 20 歳未満の者をいう、と同時に、
(児童福祉法上) 少年とは小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者をいう。
- (5) この極悪人は、(人間でありながら) 人間ではない²⁰⁾
- (6) X (人名仮名) は、(ある面では) 男性であるが、男性ではない。
- (7) A : 人種差別を推進したニュルンベルク法やアパルトヘイト法は悪法であり、法ではない。
B : ニュルンベルク法やアパルトヘイト法が悪法であることには同意するが、これらも法であることには変わりない。

上記の例文はいずれも矛盾してはいない。あえて言うなら、同語異義による「見かけ上の」矛盾に過ぎない。いずれの文においても、問題となる言葉が異なる意味で用いられていることは明白だろう。

まず、(4)の例文については、「少年」の定義を少年法2条1項(令和3年の改正後も同様)及び児童福祉法4条1項3号の法文からそれぞれ引用したものである。このほかにも、法令用語には法令ごとに意味の異なる例がある。例えば、「事業者」(独占禁止法2条1項, 消費者契約法2条2項), 「自動車」(道交法2条9号, 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律1条), 「災害」(災害対策基本法2条1号, 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法2条, 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律1条)などが挙げられる。さらに、民法上の「(他)人」と刑法上の「人」など、解釈上の相違も数えれば切りがない。もちろん、無用な混乱を避けるためにも用語はわかりやすく整理されるべきであるが、法令の

20) 例文(5)は、アリストテレス・前掲『形而上学』102頁以下(1006a[1]ff.)【pp. 504ff.】も参考にしたものである。

趣旨によっては、同じ言葉に異なる意味を含ませざるを得ない場合も考えられる。したがって、同一の言葉を、法令の趣旨に応じて使い分けることは必ずしも非難されるべきこととはいえないだろう²¹⁾

例文(5)も、複数の意味をもつ「人間」という言葉を使い分けているに過ぎず、(多少は寛容な解釈が必要かもしれないが) 特段の注釈を加えなくとも、文の内容は一応理解可能だろう。1つ目の人間は霊長類ヒト科の動物を意味するのに対して、2つ目は、「人非人」や「人でなし」の意味である。当然ながら、前者と後者は両立し得る。

(6)は、言葉の意味というよりも判断基準の違いによる疑似矛盾の例文である。LGBTQ や SOGI などの概念²²⁾ が普及した今日では、生殖器官などの身体的特徴だけでなく、本人の性的自認が性別にとって重要な意味をもつことはいうまでもない。両者が矛盾なく成立し得ることも明白だろう。むしろ、今日の実理解によれば、性別は、男性か女性のいずれかに二分してよいのかが問われるべきかもしれない。

(7)の例文も特に説明は必要ないだろう。AとBは、それぞれ、前者が自然法論に、後者が法実証主義に親和的な見解を示している。しかしながら、何を「法」と定義するか、「法とは何であるか」という問いへの解答は、自然法論においても法実証主義においてもその内部で意見が分かれているため必ずしも一義的ではない²³⁾ ここでは、AとBという2人の主張者の間で異なる「法概念」又は「その判定基準」が主張されているに過ぎず、決して矛盾はみられない。このことは、異論なく肯定されるように思われるが、結論を急がずに順を追って確認しよう。

21) 京藤哲久「法秩序の統一性と違法判断の相対性」内藤謙〔ほか編〕『平野竜一先生古稀祝賀論文集(上巻)』(有斐閣, 1990) 196頁以下も参照。

22) これらの概念の説明については、辻村みよ子/糠塚康江/谷田川知恵『概説ジェンダーと人権』(信山社, 2021) 69頁以下(「LGBTQ/SOGI」[谷田川知恵])参照。また、同書77頁は「生物学的性別は絶対的な二者択一ではなく相対的といえる」と指摘する。

23) 2つの見解の多様性と対立点の概要については、深田三徳『現代法理論論争』(ミネルヴァ書房, 2004) 第1章以下参照。

そこでまずは、判断という思考作用が主体に依存する傾向にあること、すなわち、一見、同一のものごとを思考(主張)しているように思われるときでも、判断の主体が異なる場合には、主張内容の同一性が保証されるわけではないことを明らかにしておこう。

(8) A : 人の静脈内に空気を注入し、空気栓塞による死を惹き起こすための致死量は 70 cc 以上である。

B : 人の静脈内に空気を注入し、空気栓塞による死を惹き起こすための致死量は 300 cc 前後である²⁴⁾

(9) A : あその人、背が高くて、カッコイイよね。

B : えっ、そう？

(10) A : この絵って、若い女性の絵だよね？

B : えっ、女性の顔だけど若いかな？



My Wife and My Mother-In-Law by W. E. Hill (1915)²⁵⁾

24) 東京高判昭和 36 年 7 月 18 日・高刑集 14 卷 4 号 250 頁参照。

25) パブリックドメインの資料をウィキペディアから転載（最終アクセス令和 4 年 5 月 5 日
 [https://commons.wikimedia.org/wiki/File:My_Wife_and_My_Mother-In-Law_(Hill).svg]）。

上記の例文がいずれも矛盾でないことは特に説明を要しないだろう。例文(8)、(9)は評価または意見のズレを、(10)は事実認識における(観察者の)視点のズレを端的に表している。一般的には、評価すなわち一定の価値的判断は主観的かつそれ故に相対的な判断であるのに対して、事実(の)認識は客観的であり、それ故、より普遍的な性質がある(したがって真偽判定に適する)といわれる。しかし、厳密には、判断の主観性/客観性を分けるのは判断形式(評価か認識か)ではなく、判断基準を統一し、客観化するための相互理解が確立されているか否かである。これがなければ、事実認識に近い観察・観測も相対的に異なる結果をもたらす。例えば、光の性質(像)が粒子であるのかそれとも波動であるのかという古典物理学上の論争も、実は、光のもつ二重の性質の一方を、観測者がそれぞれに適した実験で観測していたに過ぎず、両者は決して矛盾するものではないということが今日では明らかにされている²⁶⁾。要するに、観察・観測においても、その結果は、それを行う者が意識的に(ときには無意識的に)採用している観察・観測条件(手法・基準、道具、日時・期間、場所など)に依存しているのであり、その意味では、(観察・観測)主体ごとに相対的なのである。例えば、富士山の標高が3,776 mであることは広く知られているが、厳密な数値は測定方法と基準点によって異なるため、多くの測定者により、過去に30種類近くの測量結果が記録されている²⁷⁾。また、同じ量の金塊であっても、計測する場所(重力加速度の違い)によって、わずかながらその重量は異なる²⁸⁾。さらには、同一の測定者が、同じ対象物の長さや重さを同じ計量器・計測器を用いて慎重に測定した場合であっても、必ず細か

26) 原島鮮『初等量子力学』(改訂版、裳華房、1986) 1-35頁; 安孫子誠也『歴史をたどる物理学』(東京教学社、1988) 45-55頁、150-156頁参照。

27) 富士山の高さ(標高)の測量方法と過去の測量結果については、箱岩英一「富士山の高さ」『地質ニュース』590号(2003) 23-30頁参照。

28) 重力は、地球の遠心力のほかにも大気圧の変化や時間の経過によっても変化するようである。詳細は、山本宏章[ほか]「国土地理院の重力測量の歴史-観測技術と重力基準の変遷-」『国土地理院時報』131集(2018) 1頁以下参照(なお、国土地理院のウェブサイトに掲載された簡単な解説記事「重力を知る」[https://www.gsi.go.jp/buturisokuchi/grageo_gravity.html] (最終アクセス令和4年4月24日)も参照)。

な誤差が生じるという²⁹⁾。そのため、どの程度まで誤差を許容し得るのかを決めておくことが必要とされる。自然科学分野においては、観察・観測結果を比較検証するために、観察等の条件を意識的に整えるルールや、結果の誤差を許容し共有するためのルールが必要不可欠となる。そして、その種の共通ルールへのコミットメントが当然のこととして受け入れられている状態にあるといえる³⁰⁾。それに対して、社会科学では、(研究対象である人間関係や社会制度の概念が相対的なものになりやすいため)そのような共通のルールが欠けているか、そのようなルールに敢えてコミットしないという態度がとられる傾向にあると見受けられる³¹⁾。この傾向は、判断に内在する価値志向の影響力が高まるにつれて、つまり価値的判断の性格が強くなるにつれ、一層高まるように考えられている。その結果として、社会科学における判断・知識は客観性に乏しいと見做されがちなのである³²⁾。それと同時に、価値的判断が論理的命題に適さないのもこうした事情による。しかし繰り返し強調するならば、判断の主観性／客観性を分けるのは評価と認識の違いではなく、判断基準を統一し、客観化するための共

29) John R. Taylor [著]／林／馬場 [訳] 『計測における誤差解析入門』(東京化学同人, 2000) 1頁以下; 高田誠二 『計測の科学的基礎』(コロナ社, 1987) 1頁以下, 特に172頁以下参照。

30) 濱田嘉昭 『科学の考え方』(左右社, 2015) 26頁以下; 中村秀吉 「科学的理論の構造と検証」中村秀吉／古田光 [編] 『科学の方法』岩波講座哲学12巻(岩波書店, 1968) 62-74頁; J・ザイマン [著]／東辻千枝子 [訳] 『科学の真実』(吉岡書店, 2006) 特に第5章【John Ziman, *Real Science*, Cambridge University Press, 2000, Ch. 5】など参照。

31) このことは、犯罪件数の記述等にも妥当するかもしれない。例えば、少年による重大犯罪が起こる度、少年犯罪が凶悪化しているかどうかという話題が取り上げられる。それに対して、学界からは、過去の「一定の期間」における少年犯罪(特に殺人などの重大犯罪)の認知件数の変化を参照し、少年犯罪の減少傾向が指摘されるかもしれない。しかし、少年犯罪の「凶悪化」が取り沙汰されるときに問題とされているのは本当に「(少年)犯罪の認知件数の増減」であるのだろうか。マスコミが取り沙汰したいのは「(罪種では測れない)犯行の猟奇性が与える心理的影響」であるかもしれない。あるいはもっと別の何かであるのかもしれない。仮に、「公式の認知件数」が問題であるとしても、「どの期間」を比較対象とするのかによっても当然「増減」の傾向は異なり得る。要するに、この議論には、「少年犯罪の凶悪化」を「客観的に測る」ために予め存在すべき共通のルール、あるいはそもその問題意識の共通理解が欠けているのかもしれない(この問題に関する指摘として、吉中信人「少年非行と少年法」同著『少年刑法研究序説』(溪水社, 2017) 65頁以下参照)。

32) ザイマン・前掲書94-96頁参照。なお、この問題は次稿で扱う。

通のルールに依拠するという相互了解³³⁾があるかどうかである。これがなければ、観察・観測の結果も命題の真偽判定もその主体により相対的に異なり得ることは当然といえる。その場合、いわゆる事実的判断であっても論理的命題に相応しくないと判断される可能性がある³⁴⁾

したがって、どのような価値をどの程度重視するかについての共通のルールが無い状態で、価値的判断が異なる判断主体によって導かれるとき、その結論が異なり得ることは言うまでもなく当然のことである（もっとも、偶然に一致することもあり得る）。

以上のことから、下記の例文が矛盾ではあり得ない理由も、もはや明白だろう。

(11) 第一審（裁判所）は、Xの暴行は正当化されず違法であると判断した。

控訴審（裁判所）は、Xの暴行は正当化されるため違法でないと判断した。

(12) 本稿冒頭に挙げた事例について、

刑事裁判では、Xの防衛行為は違法であると判断された。

民事裁判では、Xの防衛行為は違法でないと判断された。

例文(11)のように、控訴審（裁判所）が第一審とは異なる判断を下すことは、場合によっては正しく必要なことであり、論理的に批判される点はない（もっとも、控訴審の裁判手続自体が法令違反であるような場合に法的な非難を受けることは当然である）。

33) コンヴェンション、協約、専門家集団の合意など呼び方は多様であるが、ここでは差し当たり、客観化のための（ルールの）相互了解としておきたい。

34) 但し、これ（命題内容の真偽）を問うことは基本的に論理学の関心事ではない。この点は本文の後半部で述べる。

それに対して、例文(12)については違和感をもたらすかもしれない。もちろん、こちらの例文も異なる裁判体によって異なる判断の視点・基準が採用される以上、論理矛盾は考え難い。2つの裁判体の間では、「(Xの行為が)違法である」か否かについての思考・主張の同一性は保証されていないからである。しかしながら、それにもかかわらず、同一の行為を法秩序が「違法である」と評価すると同時に「違法でない」と評価するとき、私たちは、法秩序の内部で矛盾が生じているかのような印象を受けるだろう。私見によれば、その原因の一端は、特殊・部分的な法律領域における評価と法秩序全体の評価とを混同していることにある。刑法上「違法である」という評価と民法上「違法である」という評価は、もちろん類似性を有するが、同一でないことも明白である。もしも、①刑法上「違法である」と評価された事態が有するすべての性質と、②民法上「違法である」と評価された事態の性質があらゆる面でぴったりと一致するならば、両者はそもそも同じものでなければならない³⁵⁾しかし、民刑不分離の時代であれば格別、今日では、それぞれが異なる法律上の特性を有していることは明らかであり、(少なくとも現行法上)両者を同一のものごとと見なすことはできない³⁶⁾そして、このことはいうまでもなく、刑法上の評価と行政法上の評価、民法上の評価と行政法上の評価についても妥当する。法秩序の内部では、それぞれの実定法領域に特有の相異なる観点・尺度から、それぞれに固有の評価が導かれ得る。それらが完全に同一のものである必要はない。

35) これは、前述の同一律から当然に導かれることである。八木沢敬『「正しい」を分析する』(岩波書店、2016)6頁の例文(エミとユミの類似性と非同一性)がわかりやすいのでこれを参考に説明する。例えば、エミとユミという2人の人物が非常に似ていて、本人以外には区別がつかないとする。それでも、やはり両者は「すべての性質を共有している」わけではない。もしもユミがエミのもつすべての性質を同じくもつ(完全な同一性を有する)とすれば、そもそも両者は同一人物でなければならない。「あらゆる条件(=すべての面)においてユミはエミであり」、なおかつ、「ユミはエミでない(一面をもつ)」というのは紛れもない論理矛盾(矛盾対当)となるからである。

36) 民事不法と刑事不法の完全な一元化を主張する場合は別であるが、その問題については、拙稿「民事不法と刑事不法の異同に関する一試論」松大論集32巻特別号(2021)273頁以下参照。なお、対物防衛の事例を含む議論として、佐伯仁志/道垣内弘人『刑法と民法の対話』(有斐閣、2001)254-261頁参照。

そうでなければ、そもそも実定法が各分野に特殊・細分化されている意味もなくなる。つまり、法秩序全体と特殊・部分的な実定法分野は、いわば集合関係にあるといえるだろう。したがって、違法評価が矛盾すると判断されるのは次のような場合に限られると考えられる。

- (13) P 「行為Xは、実定法（秩序）のある領域で違法である」
 非P 「『行為Xは、実定法（秩序）のある領域で違法である』ということはない」
 （＝「行為Xは、実定法（秩序）のあらゆる領域で違法ではない」）
- (13') P' 「行為Xは、何らかの実定法分野では違法である」
 非P' 「行為Xは、いずれの実定法分野でも違法ではない」
- (14) P 「刑法199条は、殺人を禁止している」
 非P 「『刑法199条は、殺人を禁止している』ということはない」

例文(14)は蛇足であり、重要なのは(13)、(13')である。(13')は(13)を多少わかりやすい表現に改めたものに過ぎず、命題としては同じものである。ある特定の実定法分野（例、刑法）上の「違法である」という評価は、法秩序内部における特殊部分的な評価であり、それが法秩序全体の評価にぴったりと重なるというわけではない。但し、ある行為（例、窃盗犯人からの窃盗）が刑法上「違法である」ときは（仮に民法上は「違法でない」としても）その行為は法秩序全体の見地からすればやはり「違法である」と言わざるを得ない。例えば、胃がんの検診を受けたところ、胃がんは発見されなかったが食道がんが見つかるというケースがあるかもしれない（これは門外漢の素人的なたとえであることをお断りしたい）。その場合、「胃」がんであるか「食道」がんであるかにかかわらず、やはり「がん」であったという評価を受けることになるだろう。法

秩序における特殊部分的な評価と全体的評価はこのような関係にあると（少なくとも論理的には）考えざるを得ないように思われる³⁷⁾したがって、法秩序における特殊部分的な評価と全体的評価は異なる概念（後者が上位概念）であるにもかかわらず、同じ言葉（「違法である」）で表現されているのである。ここに混乱の一因があったように思われる³⁸⁾

さてそれでは、異なる判断主体が異なる価値判断を下すことを論理的に批判する余地は皆無なのだろうか。刑法上は「違法である」という評価と民法上は「適法である」との評価に対して私たちが抱く違和感はまったく根拠のないものなのだろうか。実は、そうした違和感にも正しい一面があるのではないだろうか。このことを確かめるために、矛盾を別の側面から検討することにしたい。そこで、排中律と2値論理の妥当性を批判的に検討する作業へ移る。

2. 価値志向の反対関係

現代の（形式）論理学は、アリストテレス以来の伝統的論理学が数学と結びつくことによって記号論理学（数理論理学とも呼ばれる）として発展したものであると説明される³⁹⁾命題論理(学)はそのなかでも標準的な分野であり、「真/偽」という2つの（真理）値を振り分けることで、命題が「正しい（真）か、正しいとはいえず誤りである（偽）か」を表す。これを2値論理という⁴⁰⁾もっとも、（命題）論理学は、ある命題の内容が経験的に実証された事実と合致するかどうか、すなわち事実として正しいといえるかどうかを問うわけではない。

37) 但し、法秩序を単なる特殊・部分的な実定法領域の寄せ集めに過ぎないと解するのではなく、法秩序全体の精神というものを読み解くことは可能である。これが、本文の最後に述べる反対関係の問題に通じていると考える。

38) これに近い指摘として、京藤・前掲論文200頁参照。

39) 坂本/坂井・前掲書277頁以下；小林/寺中/米澤・前掲書99-100頁など参照。

40) 2値論理を採用する現代の命題論理は「古典論理(学)」(古典的命題論理)と呼ばれることも多い(野矢・前掲書163頁以下；戸田山・前掲書280頁以下参照)。しかし、アリストテレス以来の伝統的論理学のことを「古典的論理(学)」と表現するテキストも少なくないため(例、坂本/坂井・前掲書277頁など)、非常に紛らわしい。そのため、本稿では「古典論理」という言葉はなるべく避けるようにする。

例えば、「ある殺人事件の被告人Xが真実の犯人である」といえるかどうかは（命題）論理学の関心事ではない。それは刑事法学（もっといえば司法実務）の関心事に過ぎない。（命題）論理学が関心を寄せるのは、次の例文(15)～(17)でそれぞれ書かれているような2つの命題の関係である。その（真値の）関係が論理的に矛盾しないかどうか、すなわちそれが正しい推論形式といえるか否かが（命題）論理学の研究対象とされる⁴¹⁾

(15) 同一律： $P \rightarrow P$

命題P 「Xが真に殺人犯である」が「正しい（真）」とするならば、
（条件が変わらない限り、必ず）

命題P 「Xが真に殺人犯である」は「正しい（真）」といえる。

(16) 矛盾律： $\neg(P \wedge \neg P)$

命題P 「Xが真に殺人犯である」が「正しい（真）」とするならば、
（条件が変わらない限り、必ず）

非P 「Xが真に殺人犯であることはない」は「誤り（偽）」といえる。

（Pと非Pを同時に「正しい（真）」と見なすことは常に「誤り（偽）」である。）

(17) 排中律： $P \vee \neg P$

命題P 「Xが真に殺人犯である」が「誤り（偽）」であるならば、
（条件が変わらない限り、必ず）

非P 「Xが真に殺人犯であることはない」は「正しい（真）」といえる。

41) 坂本／坂井・前掲書5-13頁；戸田山・前掲書2頁以下；三浦・前掲書21-22頁など参照。

(Pと非Pを同時に「誤り(偽)」と見なすことは常に「誤り(偽)」である。)

(15)同一律と(16)矛盾律についてはすでに確認したとおりである。これらは、アリストテレス以来の伝統的論理学から現代の(命題)論理学に至るまで概ね受け入れられている公理である。ところが、これらに加えて排中律(law of excluded middle)も公理とするかどうかについては、(命題)論理学のなかでも立場が分かれている。まずは、次の例文を考えてみよう。

(18) 令和4年の元日、松山市では雨が降ったか、降らなかったかのいずれかである。

(19) 明日の朝食(で食べるの)は、パンかパンでないかのいずれかである。

(20) 「神は存在する」か「そうでない」かのいずれかである。

上記の例文(18)が正しいこと(「真」であること)は特に異論なく認められるだろう。もちろん、「雨が降った」かどうかの判定基準は一義的ではないかもしれないが、仮に、松山地方気象台のアメダス(AMeDAS:地域気象観測システム⁴²⁾)によって、令和4年の元日(1月1日)の「24時間以内」に観測された「降水量が1mm以上」であったかどうかをその判定基準とするならば⁴³⁾、「雨が降った」か「雨が降っていない」かのどちらかは事実合致するはずで

42) アメダスの所在地等に関しては『地域気象観測所一覧(令和4年3月16日時点)』(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/ame_master.pdf)参照。

なお、この資料は、気象庁のwebサイト内にある「地域気象観測システム(アメダス)」のページ《<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/kaisetsu.html>》から入手可能である(各URLへの最終アクセス日はいずれも令和4年3月24日)。

あり、したがって「真」と判定されるはずである。矛盾律が「P」と「非P（Pでない）」という2つの相反する命題の「両立」を禁止するルールであるとなれば、排中律は「P」と「非P」という2つの命題が「ともに成立しないこと」を禁止するルールであり、言い換えれば、「P」か「非P」のいずれか一方は必ず「真」であることを約束するルールなのである⁴³⁾ 矛盾律と並び、排中律は「真／偽」という2つの真理値によって構成される（命題）論理において、非常に確かな法則であるように思われる。ところが、もし、例文(18)の真偽を判定しようと試みた際、令和4年の元日には、何らかの事情で、松山地方気象台のアメダスが気象観測を中止していた場合はどう考えればよいだろうか。例文(19)を用いて、この問題を検討してみよう。例えば、この命題（例文19）の主張者が何らかの事情で、朝食を迎えることができなくなったとすれば、「明日の朝食（で食べるの）は、パン（である）」という命題は偽であり、なおかつ、「明日の朝食（で食べるの）は、パンでない」という命題も偽であるように思われる。なぜなら、朝食を食べることが暗黙の前提とされているような命題においては、そもそも「朝食を食べなかった」場合は「偽」であるように考えられるからである⁴⁵⁾ 同様のことが、「現在の北海道国王は太っている」か「太っていない」かのいずれかであるという命題にもいえる⁴⁶⁾ この命題の主張者がそもそも「（現在の）北海道国王」という存在を何も考えずにこれを主張したとすれば、「（現在の）北海道国王」は「太っている」とも「太っていない」ともいえないため、一見いずれも偽であるように思われる。それ故、「P」又は「非P」のいずれか一方は必ず「真」であることを約束するルール（排中律）

43) 降水量の観測方法と検証方法については気象庁の『気象観測ガイドブック』（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kansoku_guide/guidebook.pdf）、「検証方法の説明」《<https://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/kensho/explanation.html>》参照（各URLへの最終アクセス日はいずれも令和4年3月24日）。

44) 鈴木・前掲書 155頁のほか、前掲注6)の諸文献参照。

45) 例えば、「明日の朝食は、パンでない」という命題が（疑いなく）真であると想定されるのは、「明日の朝食で食べたのが白飯と焼き魚であった」という場合である。

46) 鈴木・前掲書 156-158頁参照。

は実は正しくないようにも思われる。ところが、排中律を支持する立場からは上記の誤解は次のように解決可能であると主張される。すなわち、上記の例は、いずれも「P」の否定「非P（Pでない）」を厳格に表現していないことに由来する誤解であり、「非P（Pでない）」を正確に表現すれば排中律は問題なく成立するという。すなわち、上記「北海道国王」の例で中間項を排除するには次のように表現する必要があるとされる。

- (21) P 「現在の北海道国王は太っている」か、
非P 「『現在の北海道国王は太っている』ということはない」

同様に、例文(19)の命題は、「明日の朝食（で食べるの）はパンである（＝P）か、そのようなことはない（Pではない）」という具合に表現を改めれば、問題なく排中律を成立させることができる。つまり、上記のように書き換えた例文(19)は、必ず「真」になるといえそうである。このように、排中律を支持する立場からは、ある思考・主張とその否定を厳密に表現すれば、この法則の妥当性は確かなものと信じられる。

しかしながら、そのような理解を踏まえてもなお排中律が妥当するのか疑わしい場合があるように思われる。1つは、例文(20)のような、証明可能性が疑われる場合である⁴⁷⁾。また、命題の真偽を判定する条件に「太っている」という曖昧な判断が含まれる場合もそうである。本稿では後者の場合を検討することにして、次のような命題を考えてみよう（なお、「北海道国王」の存在は明らかに架空であるため、これを「琉球王国（第二尚氏王統）20代目国王」に改めた）。

47) 2値論理と排中律を採用する（古典）命題論理は、私たちに証明不可能な命題についてまで必ず真偽のどちらかは決定可能であると想定する。仮に人間の認識能力を超えた神の視点に立てば、あらゆる2命題（Pと非P）のどちらか一方は必ず真であるといえるのかもしれない。しかし、それは「神の論理」ではないかという疑問も生じる（野矢・前掲書 163頁以下；戸田山・前掲書 280頁以下参照）。

- (22) P 「琉球王国 20 代目国王は 20 歳当時太っていた」か、
 非P 「『琉球王国 20 代目国王は 20 歳当時太っていた』ということはない」

図 1

(非P) 「琉球王国 20 代目国王は 20 歳当時太っていた」ということはない		(P) 琉球王国 20 代目国王は 20 歳当時太っていた	
前提 不成立(※ ⁴⁸⁾)	細かった	痩せ気味～標準的～太り気味	太っていた
	減少	← 体重 (kg)	→ 増加

この図の 2 段目に記した「細かった」, 「痩せ気味～標準的～太り気味 (であった)」, 「太っていた」という 3 つの述語 (「痩せ気味」と「太り気味」を別個に数えれば 5 つの述語) は, (ヒトを含む) 動物の外見的特徴としての姿形を表現するものであるとともに, 日常言語に特有の曖昧さを含んでいる。特に, 「痩せ気味」と「太り気味」という言葉は, もともと曖昧 (ファジィ) な内容であるため,⁴⁹⁾ 一義的な基準 (白黒つけることができる明確な境界線) を設けることにそもそも適していないと考えられる。それ故, 仮に「太り気味 (である)」とは「体重 70 kg 以上 90 kg 未満」を指すものと固定した場合, 確かに「太り気味である」か否かを明確に区別することはできるが, 外見上は区別のつかない「70 kg の人」と「69.9 kg の人」を杓子定規に峻別することになってしまう。もしも多くの人々が「70 kg の人は太り気味であるが, 69.9 kg の人はそうではない」という評価を共有しているならば, もちろんそれで問題ない。しかしな

48) 前提不成立の可能性としては「琉球王国 20 代目国王は存在しない」場合などが考えられる。実際, 第二尚氏王統が続いたのは第 19 代までであったようである【首里城公園管理センター「首里城公園」ウェブサイト解説記事参照 [https://oki-park.jp/shurijo/about/186] 最終アクセス令和 4 年 5 月 3 日】。

49) ファジィ理論についての検討も稿を改めて行いたいと思う。差し当たり, ここでの内容については, 戸田山・前掲書 286 頁以下参照。

がら、それはあまりに非現実的な想定であるように思われる。実際には「太り気味」に関する一般的な合意（共通のルール）がない以上、一定の範囲（例、 $70\text{ kg} \pm 20\text{ kg}$ ）では「太り気味である」という評価も「太り気味であるとはいえない」という評価も成り立つのではないだろうか⁵⁰⁾ 要するに、両者は矛盾しないため（ともに「真」であり得るため）、排中律も妥当しないと考える。それに対して、上記の例とよく似た曖昧（ファジィ）な内容を有しながらも、矛盾が成立する場合として刑法41条の例を考えることができる。同条は、「14歳未満」の者は刑事責任を問われない旨を定めることにより、責任年齢の下限を「14歳（以上）」に画したものと解される。しかし、（少年の）刑事責任の実質的基準は、もちろん14歳という年齢では決してなく、刑罰を科すに相応しい規範的成熟度または責任能力（是非弁別能力、行動制御能力など）⁵¹⁾ である。ある少年が14歳の誕生日を迎えた瞬間、生まれ変わったかのようにその少年に責任能力が芽生えるなどと真剣に考える人はいないだろう。規範的成熟度はグラデーションのように段階的に変化し得るのであり、刑法の形式的解釈・適用にとって便宜的な目安として14歳（以上）という下限が設定されたと解される。したがって、その年齢が現行法の14歳から引き上げられたり、引き下げられたりする可能性も十分にある。また、すでに12歳の時点で刑罰を科すに相応しい規範的成熟度に一応達するという評価もあれば、そうでないという評価も当然に考えられる。但し、少なくとも現行法解釈では、14歳に

50) 問題はその一定の範囲の境目（例、 $70\text{ kg} \pm 20\text{ kg}$ の場合、 50 kg という下限、 90 kg という上限）にもそれぞれファジィな部分があるため、延々とファジィな領域が続くのではないかというパラドックスが考えられる、という点にある（戸田山・前掲書286頁以下参照）。しかし、 300 kg の人を「細い、軽い」と判断する人はまずいないだろうという程度の明確さは認められる。

51) 通常、刑事責任（能力）は有るか無いかという存否のかたちで問われやすい。しかし、その背後には、成熟度、成長発達段階、社会化などの「プロセス」に注目する視点がある（例えば、塩盛俊明「刑事責任能力と答責性概念」広島法学30巻1号（2006）157頁以下参照）。少年の責任を論じるための（責任）概念が豊富にあるのは（少なからず）そうした事情を反映し、その段階的・量的変化に着目している面があるからだと思われる（多様な責任概念については、吉中信人「少年刑法における責任概念」前掲書195頁以下参照）。

満たない少年は刑事責任年齢に達していない扱いになる。すなわち、法適用の上では、刑罰を科すに相応しい規範的成熟度に達していないものと「扱われる」ことになるのである。したがって、下記の、「刑事責任年齢」に関する2つの命題（Pと非P）の間では矛盾も排中律も成立するが、これが「規範的成熟度」の評価に関する命題であればその限りではない。

- (23) P 「現行刑法上、14歳の少年は刑事責任年齢に達している」か、
 非P 「『現行刑法上、14歳の少年は刑事責任年齢に達している』と
 いうことはない」

図2

(非P) 「現行刑法上、14歳の少年は刑事責任年齢に達している」ということはない		(P) 現行刑法上、14歳の少年は刑事責任年齢に達している		
9歳以下	10歳～13歳	14～17歳	18～19歳	20歳以上
低い	← 精神的・社会的な成熟度 →			高い
民法上の意思能力～(制限) 行為能力の成熟?			民法上の成年年齢	

法学上の概念の多くは、「規範的成熟度」と同様、社会的評価によって構成されたファジイなものである、というのが一般的理解であると思われる⁵²⁾。そして、違法性／適法性の概念はその典型例といえる。つまり、これらの概念は明確な範疇を画することにそもそも適していない。不精確なイメージにならざるを得ないことを十分承知のうえで、それを図示すると、下のように描くことができるだろうか。

52) そのため、論理学を法的思考に適用することを主張する場合にも、2値論理を採り得るかどうかとは別に、真理判定基準の問題が課題となる（吉野一「法論理学」長尾龍一／田中成明【編】『法理論1』（東京大学出版会、1983）216頁）。

図 3

(非P) 「ある行為Xは、ある法律領域で違法である」ということはない		(P) ある行為Xは、ある法律領域で違法である	
前提不成立(※)	刑法上 適法である	ファジィ?	刑法上 違法である
前提不成立(※)	行政法上 適法である	?	行政法上 違法である
前提不成立(※)	民法上 適法である	?	民法上 違法である
	正価値 (大)	← 価値志向	→ 反価値 (大)

上の図で前提不成立(※)となるのは、「サバンナでライオンがシマウマを捕食した」とか「令和4年の元日に松山市では雨が降った」などのおよそ違法評価の対象とはならない出来事や、法的評価が意識的に差し控えられる行為（例、自殺、ヒト胚の医療利用⁵³⁾）である。「違法である」という述語もファジィなものであり、曖昧な幅をもつため、「違法である」との評価と「違法でない」との評価が両立し得る領域がある。そして、その領域は、前半で確認したように各法律分野の視点（目的）や基準のために相対的に異なり得る。

さて、以上で繰り返し確認してきたように、（特殊・部分的な）違法評価が互いに異なるものであってもそれは論理矛盾ではない。同様に、法令間における規範内容の衝突それ自体も論理的に矛盾するものではない。それでは、どのような法的評価もまったく問題を生じないかといえば、そうではないように思われる。例えば、憲法に違反する法令はその効力を否定される。その理由は、それが矛盾律に違反するからではなく、法治社会で（暗黙の）前提とされている価値意識に反するからだと推測することができる。すなわち、憲法規範に反する法令よりも憲法規範への価値志向（コミットメント）がより強いものであるからだと考えられる。複数の異なる違法評価が私たちに違和感を抱かせる

53) Vgl., Arthur Kaufmann, Rechtsphilosophie, 2. Aufl., 1997, S. 226ff. [289頁以下]; 拙稿「不法及び司法判断としての違法性」広島法学 41 卷 2 号 (2017) 17 頁以下参照。

のは、そこに矛盾ではなく、反対(対当)の関係があるからだと筆者は考える。反対関係とは「味方」と「敵」、 「好き」と「嫌い」のように、ともに「真」であることはないが、ともに「偽」であることは想定できるような対立関係をいう(この場合には排中律は成立しない。図1の2段目参照)。具体的には、刑法上および民法上の実質的価値判断が、単に「違法である」と「違法ではない」という否定関係にとどまらず、(1)強い正価値(大きなプラス)をもつという意味での「適法である」との評価⁵⁴⁾と(2)強い反価値(大きなマイナス)の意味で「違法である」という評価が同一の対象(行為)に帰属する場合がこれである。この場合には、それらの評価が、たとえ2つの異なる法的基準から導かれたものであるにしても、価値の志向性が完全に反対方向(逆のベクトル)を向いている以上、双方の実定法分野が互いに反発し合うことになる。本稿冒頭の事例でいえば、民法720条2項が、単に損害賠償義務の例外的な免除ではなく、飼い犬(a)の撲殺を積極的な権利として高く評価しているのだとすれば(例、Xが飼い犬(a)を予防的に撲殺する権利や、撲殺した側のXに原則として慰謝料請求権が認められるような場合)、Aの財産権保障との関係で不公正な印象が否めないだろう。現行の対物防衛の事例に限っていえば、そのような問題を懸念する必要はないと思われる。しかし、その他の事例を考えた場合に、実質的な価値判断(及びその尺度)をどのように整合させるか、という問題が浮上するのである。法秩序の統一性が説かれるとき、このことが懸念されているのだとすれば、筆者もその問題意識に同意する。またこの問題は、複数の義務が衝突するためにそれらを同時に履行することができない事実上のジレンマ状態についても言えるだろう。例えば、悪法に従う法的義務⁵⁵⁾と良心に従い悪法に背く道徳的義務とが衝突する場合、どちらをより完全な(根拠の十分な)義務として優先すべきかが問われ

54) したがって、「適法である」という評価が単に「違法ではない」又は「違法であるとも適法であるとも評価できる」という内容である場合はこれに当たらない。ここでいう反対関係とは、図1、図2、図3の両端(但し、「前提不成立」の部分は除く)に当たるような2つの評価を意味する。すなわち、ファジィな違法性概念にありながら異論がないほど確かな社会的評価のことを指す。なお、前掲注50)も参照。

得る。その際にも、やはり実質的な価値判断を客観的に検証するための共通のルールを考える必要がある。次稿ではこの問題を検討したいと考えている。

むすびにかえて

本稿の前半では、概念と思考の同一性を保証するための相互理解が確立されないかぎり、法的評価の相違に矛盾という事態は生じ難い理由を確認した。また後半では、論理矛盾ではなくとも解決されるべき問題として、論理的な反対関係に当たるような価値判断を指摘した。すなわち、一方では確かなプラスの評価を受ける行為が、同時に大きなマイナスの評価を受けるというような実定法的評価は社会的価値意識の面で受け容れ難いことを指摘した。次の課題は、価値判断を実証・検証するためには、どのような相互理解（メタルール）が必要であるかを明確に提示することである。事実／価値（存在／当為）二分論の限界を批判的に検討したいと考えている。

55) 悪法にも敢えて従う道徳的義務（遵法責務）の存在を説く場合、悪法に従う／背くという2つの道徳的義務が別々の理由から生じることになる（横濱竜也『遵法責務論』（弘文堂、2016）1頁以下参照）。